

7. 利用できるサービス・制度について

成年後見制度

(1) 成年後見制度とは

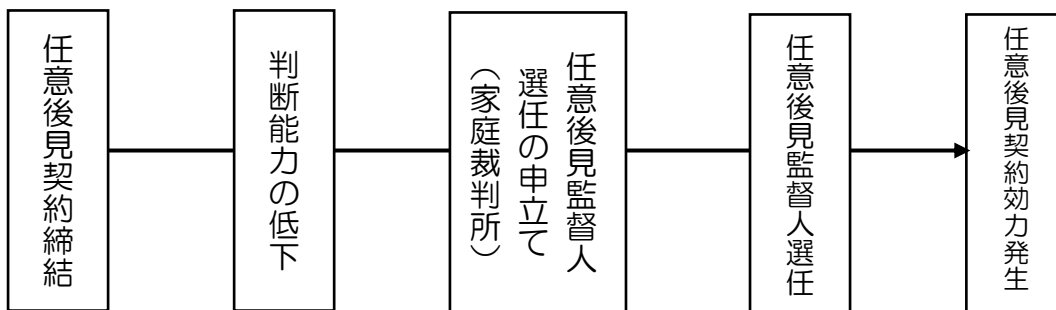
認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方（以下「本人」という。）について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

① 任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされていますので、その手続きや費用については、最寄りの公証役場にてお尋ねください。

本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続きを申し立てることができるのは、本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者等です。



② 法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されています。

類型	本人の判断能力	援助者	
補助	不十分	補助人	成年後見人等には類型により同意権または取消権、代理権が付与されます。
保佐	著しく不十分	保佐人	
後見	全くない	成年後見人	

(2) 法定後見制度の手続きの流れ

① 相談

地域包括支援センターや社会福祉協議会、成年後見制度に関わる専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）に、成年後見制度を利用するための手続きや必要な書類、成年後見人等になってくれる方の確保などについて、あらかじめ相談することができます。

② 申立て

- ・申立てには、開始申立書などの書類や、申立手数料などの必要が必要です。
- ・来庁する日時について、電話で予約していただく家庭裁判所もあります。
- ・申立ての取り下げには、裁判所の許可が必要です。正当な理由がなければ取り下げは原則認められません。

③ 調査等

- ・裁判所より申立てに関する事情を伺います。※申立人、後見人等候補者
- ・本人の判断能力について鑑定を行うことがあります。※別途費用がかかります

④ 審判・登記

- ・後見等の開始の審判をすると同時に成年後見人等を選任します。
- ・審判後、2週間の不服申立て（即時抗告）期間を経て、審判が確定します。
- ・審判の内容は、家庭裁判所からの手続きで東京法務局に登記されます。

⑤ 支援開始

- ・成年後見人等は、選任後速やかに本人の財産や生活の状況を確認して、財産目録及び収支予定表を作成し、家庭裁判所に提出します。
- ・成年後見人等には、原則として少なくとも年に1回、本人の生活や財産の状況などの報告を求めています。

(3) 下野市成年後見制度利用支援事業

制度の利用促進のため、成年後見、保佐または補助人の審判の請求を市長が行うこと、並びに生計困難者に対する成年後見人等の報酬の助成を行います。

(4) 成年後見制度に関する問い合わせ先

成年後見制度の利用や申立てについてのご相談

対象者	機関名	所在地	電 話	FAX
65歳以上の高齢者またはそのご家族（お住まいの地区の包括センターが担当します）	地域包括支援センター みなみかわち	下野市仁良川 1651-1 （特養にらがわの郷内）	48-1177	47-1170
	地域包括支援センター こくぶんじ	下野市小金井 789 （ゆうゆう館内）	43-1229	40-0158
	地域包括支援センター いしばし	下野市下古山 1174 （特養いしばし内）	51-0633	53-0133
障がいをお持ちの方（市全域）	下野市社会福祉課	下野市笹原 26	32-8900	32-8601
高齢者・障がい者・法人後見について（市全域）	下野市社会福祉協議会 （成年後見制度利用支援事業）	下野市小金井 789 （ゆうゆう館内）	43-1236	44-5807

※福祉関係者の方もご相談になれます。

※奇数月第4金曜日に「成年後見制度なんでも相談会」を実施しています。詳しくは各地域包括支援センターまたは障がい児者相談支援センターまでお問い合わせください。

法定後見制度全般のご相談

対象者	機関名	所在地	電 話	FAX
旧南河内地区に住民登録されている方	宇都宮家庭裁判所 （後見係）	宇都宮市小幡 1-1-38	028- 621-4858	
旧国分寺・石橋地区に住民登録されている方	宇都宮家庭裁判所 栃木支部（家事係）	栃木市旭町 16-31	0282- 23-0568	

任意後見制度についてのご相談

機関名	所在地	電 話	FAX
小山公証役場	小山市城東 1-6-36 （小山商工会議所会館 3階）	24-4599	

日常生活自立支援事業（あすてらす）

自分ひとりでは福祉サービスの内容がよく分からず、福祉サービスを利用するにあたり不安がある、日常的な金銭管理がうまくできない方などが日常生活自立支援事業（あすてらす）を利用できます。利用する場合は、社会福祉協議会と本人が契約を結んでサービスが提供されます。したがって、契約においては本人自らがあすてらすを利用する意思が明確であり、契約内容をある程度理解していることが重要になります。

（１） 利用者の範囲

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が十分でない方等で自立した生活が困難な方が対象です。障害者手帳や医師の診断書の必要はありません。

（２） 支援（サービス）の内容

- ① 福祉サービスの利用援助
 - ・福祉サービスの利用に必要な手続きの援助を行います。
- ② 日常的な金銭管理サービス
 - ・福祉サービス利用料や医療費、税金、公共料金等の支払いの援助をします。
 - ・預金の入出金等の金銭管理の援助をします。
- ③ 書類等預かりサービス
 - ・預金通帳、印鑑、年金証書、保険証書などの重要書類の保管をします。

（３） 利用方法とサービス開始までの流れ

- ①相談（下野市社会福祉協議会 あすてらす・しもつけ 電話 43-1250）
- ②調査（専門員による訪問調査）
- ③支援計画（本人の意向により具体的な支援計画を作成）
- ④契約書（本人と社会福祉協議会で福祉サービス利用援助契約を締結）
- ⑤開始（生活支援員によりサービス開始）

（４） 利用料（契約後より）

援 助 内 容	料 金
福祉サービスの利用援助・金銭管理サービス等	1 回概ね 1 時間 1,000 円
貸金庫を使用した書類預かりサービス	月額 500 円

介護保険サービス

介護保険の申請を行い、要介護または要支援認定を受けられた方は、身体や生活状況にあった介護保険サービスを利用することができます。

ケアプランに基づいたサービスの費用負担は原則として1割～3割です。

(1) サービスを利用する手順

① 相談

下野市高齢福祉課または各地域包括支援センターに相談します。

身体状況等により「介護予防日常生活支援総合事業」が受けられます。

対象者	機関名	所在地	電話	FAX
下野市全域	下野市高齢福祉課	下野市笹原 26	32-8904	32-8906
南河内地区	地域包括支援センター みなみかわち	下野市仁良川 1651-1 (特養にらがわの郷内)	48-1177	47-1170
国分寺地区	地域包括支援センター こくぶんじ	下野市小金井 789 (ゆうゆう館内)	43-1229	40-0158
石橋地区	地域包括支援センター いしばし	下野市下古山 1174 (特養いしばし内)	51-0633	53-0133

② 申請

下野市高齢福祉課窓口申請します。

また、地域包括支援センター、成年後見人等、居宅介護支援事業所等において申請を代行することもできます。

③ 要介護認定

介護認定調査員による聞き取り調査に基づく調査票、及び主治医の意見書を基に「介護認定審査会」で審査され、要介護状態区分が判定されます。

④ ケアプラン作成

- ・要介護 1～5 ⇒ 居宅介護支援事業者の介護支援専門員（ケアマネジャー）
- ・要支援 1～2 ⇒ 地域包括支援センターのケアプランナー等

⑤ サービス利用開始

利用に伴う担当者会議を実施後、ケアプランに基づいたサービスを利用します。
主なサービスの内容は次頁。

(2) サービスの種類（主なサービス）

	種 類	要介護 1～5	要支援 1～2
訪問を受けて利用する	訪問介護（ホームヘルプ） 訪問型サービス	ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。	総合事業による訪問型サービス
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	日常生活動作の維持向上を目的に理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅訪問してリハビリテーションを行います。	同左（介護予防を目的とする）
	訪問看護 介護予防訪問看護	疾患などを抱えている人に看護師等が居宅訪問して療養上の世話や診療補助を行います。	同左（介護予防を目的とする）
通所して利用する	通所介護（デイサービス） 通所型サービス	通所介護施設で、日常生活上の支援及び生活行為向上のための支援を日帰りで行います。	総合事業による通所型サービス
	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	通所リハビリテーション施設で、日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。	左記のほか、本人の目標に合わせた選択的サービス（運動機能、口腔機能等）を提供します。
短期入所する	短期入所生活介護 （ショートステイ） 介護予防短期入所生活介護	短期入所施設等に短期間（1～30泊）入所して、日常生活上の支援や機能訓練が受けられます。	同左（介護予防を目的とする）
暮らしを支える	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。	介護予防のための福祉用具を貸与します。
	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	入浴や排せつなどに使用する福祉用具を販売し、一年度10万円を上限にその購入費を支給します。	同左（介護予防を目的とする）
	住宅改修費支給 介護予防福祉用具貸与	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。 （要事前審査）	同左（介護予防を目的とする）
施設入所	介護老人保健施設 （特別養護老人ホーム）	常時介護が必要な方が入所して日常生活上の介護や支援が受けられます（要介護3以上）。	
	介護老人保健施設 （老人保健施設）	状態が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います（要介護1～5）。	

その他の高齢者福祉サービス（2019年12月現在）

下野市在住の65歳以上の方を対象としたサービスです。
詳細は下野市高齢福祉課までお問い合わせください。

■ねたきり老人等介護手当事業

在宅のねたきり高齢者及び認知症高齢者を介護している方に、月額3,000円の介護手当を支給します（支給月：9月、3月）

【対象者】在宅で要介護4・5の方または重度の認知症の方と同居し、主に介護をされている方（施設入所や医療機関に長期入院した時は対象外となります）

■配食サービス

ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の方を対象に、昼食時にお弁当の配達をしながら安否確認を行います

【対象者】概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者、または高齢者のみ世帯で食事の調理が困難な方等

【料金等】1食300円 配食回数は最大週3回（月・水・金曜日）で希望する曜日に配達（市が弁当代の350円分を負担）

※安否確認のため、お弁当はご本人が直接受け取っていただくことが必要です

■安否確認・緊急通報システム貸与事業

ひとり暮らしの高齢者等で特に体調等に不安を感じている方を対象に、緊急時に対応できる安否確認機能のついた緊急通報システム機器（通報機器、見守りセンサー、ペンダント型発信機）の貸与を行います

【対象者】概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者の方、またひとり暮らしの身体障がい者の方で、身体障害者手帳1・2級に該当する方

【料金等】利用者の月額料金300円、機器設置費は無料（市が月額料金の2,175円分を負担）
※設置の際は、万が一の緊急連絡先（親族、協力者等）の登録が必要になります

■ねたきり老人等紙おむつ購入券給付事業

在宅等で常に紙おむつまたは尿取りパットを使用している下記対象者の方に、月3,000円分の紙おむつ購入券を給付します

【対象者】

①満65歳以上で、ねたきりの状態または認知症のため介護保険の要介護2～5の認定を受け常に紙おむつを使用している在宅の方、及び医療機関に入院している方。（※要介護2・3の方は、重度の認知症もしくは障がい等によりねたきりの方が対象です）

②身体障害者手帳1・2級または療育手帳の交付を受け、常時紙おむつを使用している方
※入院する医療機関によって紙おむつの持ち込みができない場合がありますので、ご確認ください
※施設入所の方は対象外となります

■日常生活用具給付事業

日常生活に不安のあるひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯の方に、日常生活用具を給付・貸与することにより、安心した生活や心身機能の維持向上を図ります

○給付品：電磁調理器、火災警報器、自動消火器、T字杖

○貸与品：緊急通報システム事業の利用のために必要な電話機

【対象者】心身機能の低下により日常生活に不安のある、概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯の方で、生活保護法による被保護世帯の方、もしくは所得税非課税世帯の方

【料金等】所得状況により費用の一部を負担していただきます

■徘徊高齢者等あんしんサービス事業

徘徊行動等により所在不明となる可能性がある認知症高齢者や障がい者の方を早期に発見できる位置検索システムの活用により、ご本人の安全を確保することで家族介護者が安心して介護できる環境を整えます

<サービス内容>

●GPS機器を貸与し、万が一の際に対象者の現在位置を探索することができます

- ・機器導入の初期費用の全額を市が負担します
- ・毎月の利用料を市が一部負担し、申請者は月額300円と位置検索等の別途サービス料のみのご負担となります

●連絡先の確認等が迅速にできるQRコード付きシールを配布します（持ち物等に貼って使用）

- ・年間利用料を市が一部負担し、申請者は年額1000円のみのご負担となります

【対象者】

- ・徘徊行動の見られる概ね65歳以上の認知症高齢者の方を在宅で介護されている方
- ・所在が不明となるおそれがある障がい児・者の方を在宅で介護されている方

■生活支援ホームヘルプサービス事業

身寄りのない高齢者（介護保険非該当者）で、在宅のひとり暮らしの方または市内医療機関に入院中の方にホームヘルパーを派遣し、必要な生活援助サービスを提供します（週1回程度、1回当たり1.5時間までの利用）

【対象者】

親族による支援を受けることができない、概ね65歳以上の方で、次のいずれかに該当する方

- ・ひとり暮らしの方で介護保険非該当の方
- ・市内医療機関に入院中の方で、この事業と同様のサービス又は代替サービスを受けることができない方



■高齢者外出支援事業

通院等で交通機関を利用することが困難な高齢者の方に、外出支援と社会参加の拡大を図るため、デマンドバス利用券（年間10枚）を交付します

【対象者】デマンドバス（おでかけ号）登録者で75歳以上の方

■声かけふれあいごみ収集事業

高齢や障がい等により、ご自身で家庭ごみを指定のごみステーションに出すことが困難な方々に対し、見守りのためにご自宅に訪問して、同時に家庭ごみを回収します

【対象者】

次のいずれかの方のみで構成される世帯の方

- ・65歳以上で要介護認定を受けている方
- ・身体障害者手帳1級又は2級に該当する方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級又は2級に該当する方
- ・療育手帳A1・A2に該当する方

※自力でごみを出すことが困難で、親族や近所などからの支援を受けることが難しい状況の方が対象となります

■問い合わせ

下野市役所高齢福祉課

【電話】32-8904 【FAX】32-8906

【住所】下野市笹原26番地